## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の 規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年6月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス大萱店 大津市大萱七丁目字井関 3111 番ほか
- 2 意見の概要 (1) 大津市からの意見
  - ア 地元の学区自治連合会長および近隣自治会に事業内容を説明されたい。また、当該自治会等から要望があれば、 適切な対応をお願いしたい。
  - イ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じられたい。また、地域住民や関係団体が行う青少年の 健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
  - ウ 店舗入口に接する市道幹 1059 号線は平日の夕方や土日曜日には非常に交通量の多い道路であり、周辺の市道 等も混雑している状況である。瀬田北学区自治連合会会長および近隣自治会長(殿田・浜口北)に丁寧な説明 をして、工事車両や開店後の交通関係、排水関係などを協議されたい。
  - 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じられたい。
  - オ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)および大津市生活環境の保全と 増進に関する条例(平成10年大津市条例第27号)に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める 期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
  - カ 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いられたい。
  - キ 当該事業 (関連区域・造成協力地等を含む。) において、土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 条) 第4条に 基づく届出対象となる場合 (3,000 平方メートル以上の土地の形質の変更 (盛土、切土、抜根作業等に伴う掘削を含む)) は、形質変更等の着手の 30 日前までに届出を提出すること。
  - ク 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則 (平成 11 年大津市規則第 64 号) 第 20 条に規定する生活 環境影響事業に該当するため、事前協議書を提出すること。
  - ケ 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。(法令によっては、施設の設置工事の60日前までに届出が必要なものがある。)。
  - コ 騒音予測地点C付近における騒音防止法(配置変更を含む。)について検討されたい。
  - サ 当該店舗から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 法律第 137 号)第 3 条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託も含む。)等するとともに、家庭用ごみの 集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第 2 条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理されたい。
  - シ ごみの減量化、再資源化に努められたい。
  - ス 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年大津市条例第17号)第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得られたい。
  - セ 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管されたい。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理 及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則(平成6年大津市規則第45号)第16条の保管基準を順守する こと。
  - ソ 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
  - タ 当該店舗の営業開始次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 16 条の 3 に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
  - チ 平成31年1月24日付、未来まちづくり部まちづくり計画課との協議を了した開発事業事前協議に関する要件 を遵守されたい。
  - ツ 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が混雑しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討されたい。
  - テ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材を扱う造成工事で、その請負額が500万円(消費税込)以上の場合は、工事着手7日前までに、同法上の届出が必要なので留意されたい。
  - ト 建築物については、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)、大津市建築基準条例 (平成 12 年大津市条例第 11 号) 及び関係法令等に適合すること。
  - ナ 大津市開発事業の手続き及び基準に関する条例(平成24年大津市条例第6号)ならびに大津市開発許可制 度に関する基準を遵守し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に基づく開発許可を得ること。ま

た、その許可条件を遵守すること。

- = 当該届出地の出入口に面する道路は、瀬田北小学校、瀬田北中学校の通学路であることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前に説明を願いたい。
- ヌ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議されたい。
  - (2) 草津市からの意見
  - ア 店舗設置に伴い、店舗の利用者が増加することで、周辺道路における交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が予想される。ついては、誘導方法等について十分計画の上、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないように努められたい。また、造成・建設工事における工事用車両については、近隣道路の交通等に十分配慮するようお願いしたい。
  - イ 心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、新設建物の意匠や形態、色彩、敷地の緑化措置等 について、周辺の景観に配慮されたい。
  - ウ 草津市内に当該施設への案内看板等を設置する場合は、草津市屋外広告物条例(平成 24 年草津市条例第 16 号)に基づく手続きを行うこと。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

② 縦覧期間 令和元年6月18日から令和元年7月18日まで